

防府市建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市における建設工事等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけ等があった場合の対応及び職員の綱紀保持に必要な事項を定め、組織としての適切な対応の徹底を図るとともに、発注事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事等」とは、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱(昭和53年4月1日制定)第1条に規定する建設工事等をいう。

2 この要綱において「発注事務」とは、資格審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査及び支払い並びに契約履行状況の確認及び評価その他発注全般に係る事務をいう。

3 この要綱において「入札参加資格業者」とは、建設工事等競争入札参加資格のある事業者(役員、使用人、代理人その他これに準ずる者を含む。)をいう。

4 この要綱において「事業者等」とは、入札参加資格業者等、防府市における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいう。

5 この要綱において「職員」とは、市長、副市長並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

6 この要綱において「発注事務担当職員」とは、発注事務を担当する全ての職員(決裁者及び決裁合議において経由するものを含む。)をいう。

7 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

(2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

(3) 非公開又は公開前における予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、判断基準額、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推

測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。)に関する情報漏えい要求行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

8 この要綱において「要求行為」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思行為をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 入札公告等に基づく設計図書に関する質問

(2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等の提出

(3) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認

(4) 法令等により認められた権利の行使等

(報告)

第3条 事業者等から不当な働きかけ等に該当すると思慮する要求行為を受けた職員又はそれを知り得た他の職員は、速やかにその概要を所属長に報告するものとする。

(記録)

第4条 前条において、不当な働きかけ等に該当すると思慮する要求行為を受けた職員又はそれを知り得た他の職員は、所属長の指示等により当該不当な働きかけ等の内容を記録票（別記様式）に記録するものとする。

(記録票の取扱い)

第5条 職員は、記録票を作成した場合は所属長に提出の上、報告するものとする。

2 所属長は、速やかに記録票の写しを添付し、契約課長に報告するものとする。

3 所属長は、作成された記録票を防府市文書取扱規程（昭和38年防府市訓令第9号）第5章の定めるところにより適正に保管し、及び保存しなければならない。

4 記録票は、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）第2条

第2号に規定する公文書として公開請求の対象とする。

(不当な働きかけ等への対応)

第6条 職員は不当な働きかけ等に対して応じてはならない。

2 入札参加資格業者から不当な働きかけ等があった場合、市長は防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成6年7月1日制定）に基づき、指名停止措置の可否を判断するものとする。

3 職員は、不当な働きかけ等をする事業者等に対し、当該不当な働きかけ等について記録すること、当該記録が防府市情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となること、及び当該事業者等が入札参加資格業者であるときは指名停止措置の可否を判断することを説明するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 発注事務担当職員は、公表前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある者以外の者に教示又は示唆をしてはならない。

3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の決裁や保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付をし、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長の承諾を得た場合は、この限りではない。

(事業者等との応接方法)

第8条 発注事務担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注事務担当職員は、事業者等との応接にあたっては、原則として受付カウンターや応接コーナー等オープンな場所で行うものとする。

3 発注事務担当職員は、やむを得ず個室で対応する場合は、複数の職員で応接するとともに、ドアを開ける等疑惑を招くおそれのないよう配慮するものとする。

4 発注事務担当職員は、やむを得ず一人で対応しなければならない場合は、原則として事業者等との会話を録音し、不当な働きかけ等に該当すると思慮する要求行為を受けた場合には、その記録を保管するよう努めるものとする。

- 5 発注事務担当職員は、電話による事業者等との応接において、不当な働きかけ等に該当すると思慮する要求行為を受けた場合には、文書等を作成し、その記録を保管するものとする。

(執務環境の整備等)

第9条 発注事務を所管する所属長は、発注事務を行う執務室について、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、掲示等によりその旨を周知するものとする。

- 2 発注事務を所管する所属長は、発注事務担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保するものとする。

(職員のコンプライアンス)

第10条 発注事務担当職員は、関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 発注事務担当者は、防府市職員倫理規程(平成13年2月5日訓令第1号)を遵守しなければならない。

- 3 発注事務を所管する所属長は、発注事務担当職員に対し、発注事務に係る関係法令等の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修や講習等の充実に努めなければならない。

(他制度との関係)

第11条 不当な働きかけ等が、防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱(平成20年5月1日制定)第2条第2項の「一定の公職にある者等」により行われた場合には、本要綱によるほか、同要綱によるものとする。

- 2 不当な働きかけ等が、防府市不当要求行為等防止対策要綱(平成16年6月11日制定)第2条の「不当要求行為等」に該当する場合には、本要綱によるほか、同要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

記 録 票

作成年月日		
工事担当課		
相手方	住所	
	氏名	
	役職等	
働きかけ等を受けた日時		
働きかけ等の方法・場所		方法： 1 口頭 2 電話 3 その他（ ） 場所：
働きかけ等を受けた職員（所属・職氏名）		
記録者（所属・職氏名）		
働きかけ等の対象となった建設工事等の名称		
働きかけ等の内容		
対応状況		
備考		
記録票開示に係る説明状況		説明： 1 有 2 無 状況：